

業務方法書の修正(案)

現 行	修 正 案
<p>第2章 業務の方法</p> <p>第1節 機構法第13条第1項第1号から第5号までに掲げる業務に関する事項</p> <p>(原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務)</p> <p>第4条 機構は、次の各号に掲げる検査、確認等を行う。</p> <p>二 原子炉等規制法第16条の5第1項、第29条第1項、第43条の11第1項、<u>第46条の2の2第1項</u>、第51条の10第1項に規定する施設定期検査に関する事務の一部</p>	<p>第2章 業務の方法</p> <p>第1節 機構法第13条第1項第1号から第5号までに掲げる業務に関する事項</p> <p>(原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務)</p> <p>第4条 機構は、次の各号に掲げる検査、確認等を行う。</p> <p>二 原子炉等規制法第16条の5第1項、第29条第1項、第43条の11第1項、<u>第46条の2の3第1項</u>、第51条の10第1項に規定する施設定期検査に関する事務の一部</p> <p><u>十四 原子炉等規制法第64条の3第7項に規定する検査に関する事務の一部</u></p>